１

　　　　　　　　　　　　　　　　　計画策定にあたって

**Ⅰ　計画策定の背景と趣旨**

本市の障がい者福祉施策は、平成９年度に策定された「春日井市障害者計画」により体系的に展開されるようになりました。その後、今日に至るまで、障がいのある人を取り巻く社会的環境の変化に対応し、計画の改定等を随時行い、継続的に障がい者福祉に関する施策を実施してきました。

現在、我が国は、平成20年５月に発効した「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結に向けて作業を進めています。その一環として、平成23年８月に障害者基本法の改正が行われ、新たに「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的が明示されました。

また、平成18年10月に施行された障害者自立支援法は、障がいのある人が受けるサービスの利用料を原則として１割負担としていますが、現在、障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けた検討が進んでおり、平成25年度中には、障がいのある人に関わる新たな法体系が整備される予定です。

愛知県においては、平成23年６月に「あいち健康福祉ビジョン」を策定し、「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～『あいち健幸社会』の実現」を基本理念として、長期的な福祉の進むべき方向を定めて、障がい者施策を推進しています。

本市では、障がいのある人の人数の増加や行政に対する福祉ニーズの多様化、大規模災害時における障がいのある人への支援の課題等に対応し、長期的視点から総合的かつ計画的に障がい者福祉に関する施策を推進するため、「第２次春日井市障がい者総合福祉計画」を策定します。

**Ⅱ　計画の性格**

１　この計画は、本市の障がい者福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第３項に定める市町村障害者計画と、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第１項に定める市町村障害福祉計画を一体的に策定するものです。

２　この計画は、第五次春日井市総合計画を上位計画とし、他の関連する計画と整合を図っています。

３　この計画は、国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」と整合を図っています。

　　　　　　国

第五次総合計画

春日井市」

第５次高齢者総合福祉計画

**第２次障がい者**

**総合福祉計画**

　　　　愛知県

第３次地域福祉計画

新かすがい健康プラン２１

次世代育成支援対策行動計画（後期）

春日井市

**Ⅲ　計画の対象**

この計画は、市民、市内の企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。また、「障がいのある人」とは「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

※　障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

**Ⅳ　計画の期間**

この計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの３か年とします。なお、計画期間が平成25年度までとなっていた障がい者計画は、平成２４年度からこの計画が継承しています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|  |  |  |  |  | 春日井市障がい者  総合福祉計画 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 春日井市障害者計画  H16～H20 |  |  |  | 春日井市障がい者計画  H21～H23 | 春日井市  障害福祉計画（第1期）  春日井市  障がい福祉計画（第２期） |  |  | 第２次  春日井市障がい者総合福祉計画 |  |  |  |  |  |